

第31回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第 3 1 回定例会

令和 4 年 1 0 月 2 8 日

開会 1 5 時 0 0 分

閉会 1 6 時 3 0 分

出 席 委 員
(2 1 名)

会長 依田 繁二
2 深井 佳人
3 武井 誠
5 関 一夫
6 小林 澄男
7 小山 孝幸
8 青木 茂良
1 0 成山 喜枝
1 1 柳澤 峰晴
1 2 宮下 通
1 3 大塚 賢

1 4 齊藤 敏彦
1 5 関 敏夫
1 6 小宮山 信幸
1 7 小野澤 文利
1 8 笹平 民男
推進 射手 誠司
推進 佐藤 邦利
推進 杉田 修司
推進 関 泰秀
推進 荻原 清一

欠席委員

1 荻原 勝夫

議事録署名委員

1 2 宮下 通

1 6 小宮山 信幸

出 席 職 員
(7 名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 小野澤 正輝
事務局 黒澤 しほ
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 空き家に付属した農地の指定登録申請について
議案第 5 号 農用地利用集積計画について
報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消し届について
報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可の取消し届について

第5回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階大会議室

事務局 ご苦劳様です。令和4年度第31回定例総会を開催します。本日は荻原委員が欠席になります。会長、挨拶をお願いします。

会長 皆さんこんにちは、朝晩がすっかり寒くなってきました。10月といえば、令和元年の台風19号による被害を思い出します。実りの秋を迎え、米の刈り取りはほぼ終了し、果樹の収穫はブドウからリンゴとなってきました。各地区収穫祭が本格化する季節となります。巨峰の王国まつり、火のアートフェスティバルで、販売したトウモロコシは早い時間で完売となりました。新型コロナウイルス感染症拡大による開催中止ということもあり第7期農業委員会の皆様は最初で最後の行事となりました。開催ができ、無事終了したことに安堵しております。9月29日に19市農業委員会協議会が飯山市で開催され、議題として9件ほどありました。特に農業経営の多様化の中で、下限面積要件廃止に伴う農業委員会の対応について各市事務局の考え方の報告がありました。当委員会においても、対応を進めたいと思いますので、各委員のお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

議長（会長） それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は、12番宮下通委員と、16番小宮山信幸委員をお願いします。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇の農地です。譲受人は〇〇でガスの輸送やパイプラインの管理をしている業者です。譲渡人は〇〇の方で地役権の設定です。現在すでに当該農地の地下にパイプライン天然ガス輸送導管が敷設されており、権利保全を図るため今回の申請に至りました。期間は施設存続期間中となっております。敷設したパイプラインは地下10メートルにあり地上の耕作には支障がないため問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人はこれまでも申請地で耕作を行っておりますが、今後も農地の管理や耕作継続していくため正式に農地を所有権移転するものです。申請地では引き続き野菜を栽培する予定です申請地は譲受人の自宅の南にあり、これまでも適切に管理されていることから問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は現在、〇〇で果樹栽培をしていますが、雪害の心配の少ない農地を要望しています。申請地では、土壌の状態によりますがブルーベリーを栽培する予定です。申請地で耕作を始めるにあたり耕運機を導入します。なお譲受人の住所は〇〇ですが、居住地は〇〇で申請地までは高速道路で30分程度です。現在も〇〇から〇〇へ耕作に赴いていますので、同程度の距離にある東御市への通いも可能とのこと。また譲受人次男の勤務地が〇〇であり、通勤経路途中に位置しているため、日常的な耕作が可能です。なお次男については現在東御市で住宅用地を探しており、将来的に移住を予定していますので、譲受人の居住地から距離はありますが耕作には問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。また利用権も併せて設定します。申請地では、出荷用のブロッコリー・馬鈴薯を栽培予定であり、来年には譲受人が退職するため自宅近くである申請地での耕作を要望しています。規模拡大にあたり耕作は譲受人夫妻が行い、耕運機と軽トラックを新たに導入します。申請地は譲受人の自宅・農地に隣接しており、利用権を設定する農地についても車で5分ということで問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員 よろしく申し上げます。〇〇さんです。〇〇から〇〇方面にガスの輸送や、天然ガスのパイプラインの管理をしている会社です。先ほどお伝えの通り地下10メートルということで、表面上は全くわからない状況で地面の上では、野菜を作っています。〇〇さんの担当の方に確認したところ24時間監視があり、定期的なパトロールもあるそうです。何かあった時の保険も担保されているということで、特に問題はない案件かと考えております。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員

引き続きよろしくお願いします。こちらは〇〇の土地になります。資料は2ページをご覧くださいだと思います。譲受人は〇〇さんです。譲渡人は〇〇さんになります。〇〇さんは地元の出身です。現在は〇〇に在住ということで、農業をされていない状況が続いています。〇〇さんの自宅の南側ということで以前より耕作は〇〇さんが行っておりまして、役職定年ということで、農業を家の近くでやっていきたいというタイミングと、〇〇さんが手放したいというご意向がちょうど重なりまして、今回のお話となりました。これまでも地域に貢献されていますし、地域の主だった役をされている方で、特に問題ない案件かと思いますが、ご審査のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員

場所につきましては、お手元の資料の3ページをご覧くださいと思います。〇〇の信号から東へ約100メートルの農地です。譲渡人につきましては、〇〇さんです。この方の実家は〇〇にあります。譲受人につきましては、〇〇さんです。今回売買による所有権移転でございます。〇〇さんにつきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、住所は〇〇になっておりますが、本人と直接話をしました。居住地につきましては、〇〇の近くということです。高速道路で40分か50分くらいで着くと話していました。〇〇に約〇〇平方メートルの土地を持っておりまして、リンゴ、アンズ、プラムなどを栽培しているようです。長野マラソンに11回出場しているようで、体力的にも自信があるということで、問題はないと話していました。また次男の勤務先が〇〇ということもあり、毎日この道を通っていて東御市が非常に気に入っているのも、ぜひ東御市に住んでみたいという希望があるそうです。申請地ではブルーベリーを栽培していきたいそうです。現地立ち合いをしたところ、軽自動車にビバーが2台、スコップ、鍬柄などがありいつでも農業ができる状態でした。やる気満々の方だと思いました。特段問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。〇〇歳でフルマラソンができるのはすごいですね、この活力を農業に活かしているので素晴らしい方だと思います。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 よろしくをお願いします。場所は〇〇に譲受人の自宅があり、その裏手の東側に申請地があります。譲渡人は〇〇さんで、現在〇〇に住んでいます。体調を崩していて、農地の管理ができない状況が続いています。譲受人は〇〇さんです。定年退職を迎えるにあたって、定年後は農業をしたいという希望がありました。申請地は、自宅に近く管理しやすいこともありまして、今回の案件になりました。譲受人の〇〇さんに今後期待していきたいと思います。問題はないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
番号1、〇〇、資料は5ページ、6ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は〇〇の方で現在、借家に住んでいますが手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。なお、当該農地については、夫婦共有名義を希望のため、5条1番と同一案件です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして深井委員より説明をお願いします。

深井委員 それでは説明させていただきます。資料の5ページをご覧くださいまして、場所は〇〇にある農地です。申請者は〇〇さんです。〇〇さんは現在〇〇に住んでいますが、お父さんの近くに住みたいということで、夫婦名義で住宅

を新築するそうです。第1種農地ですが、住宅地に近いということで、転用をお願いしたそうです。ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、使用貸借権設定、資料は5ページ、6ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方で、現在借家に住んでいますが手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、当該農地については、夫婦共有名義を希望のため、4条1番と同一案件です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、資料は7ページ、8ページ、9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は自動車板金塗装業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、隣接地で事業所を営営していますが、今回駐車場敷地の拡張を希望し、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、外1筆、所有権移転、資料は10ページ、11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。2世帯住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、妻の両親と住んでいますが住宅が老朽化してきているため、申請地に2世帯住宅を建築したいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、資料は12ページ、13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。追認案件です。譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。譲受人の父が当該農地の隣接地に住宅を建設した際、必要な手続きを行っておらず、相続手続きをしている

最中に本申請が必要な事を知り、申請に至ったとのことです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、資料は14ページ、15ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、自宅の駐車場に物置を設置する予定で、敷地が不足するため、申請地を駐車場としたいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第一種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号6、〇〇、使用貸借権設定、資料は16ページ、17ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、親子です。譲受人は現在、両親と同居していますが、手狭なため、父親の土地を借り住宅を建設するものです。なお、申請地は平成21年10月に共同住宅を建設するとして、転用許可を受けていましたが、本申請と合わせて全体敷地を令和4年10月に取消し、分筆して改めて本申請をするものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇、外1筆、所有権移転、資料は18ページ、19ページ、20ページをご覧ください。〇〇にある農地です。特定建築条件付土地敷地の申請です。譲受人は宅建業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は市内で建売住宅販売の実績があります。申請地にて257.9平方メートルから398.5平方メートルの8区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして深井委員より説明をお願いします。

深井委員 場所は先ほどの4条1の案件と同じです。説明は省略させていただきます。住宅敷地の申請で〇〇さんと〇〇さんが、共同に出資して建物を建てたいということです。以上です。

議長（会長） ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につき

まして、深井委員より説明をお願いします。

深井委員

資料は7ページと8ページをご覧くださいと思います。譲受人は〇〇です。場所は〇〇です。譲渡人は〇〇さんです。農地パトロールに行っても、耕作されていない土地で、困ったなと思っていました。北側にある〇〇さんが、車の塗装や車検等行っている会社で手狭になったということで、話がまとまりました。資料9ページをご覧くださいと思いますが、ほとんどが車の置き場で、一部、碎石舗装と書いてあるところで、洗車等を行うそうです。他の農地に迷惑をかけないようにするそうです。もし問題があった場合はその都度、農地の所有者と協議の上、進めたいということです。ご審議よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。周囲の環境に注意して進めて行くということですね。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員

よろしくお願いします。場所は〇〇の土地になります。譲受人は〇〇さん〇〇さんのご夫婦で、譲渡人は〇〇さん〇〇さんです。譲受人の〇〇さんの実家で、家族3世代で生活していましたが、建物の老朽化と手狭ということもあって、2世帯の住宅が建つ広さの土地をここ数年探しておりまして、ようやく条件に合う土地が見つかったということです。譲渡人の〇〇さんは耕作をできない状況です。土地としては第一種農地ですが、〇〇がすぐそばで、集落も近くにあります。下水、排水は下の道に設置されています。雨水の処理も問題なく行えるということです。近隣の農家さんへの説明も済んでいて、了解をいただけているということです。ご審査のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員 よろしくお願ひします。先ほど事務局からの説明の通り〇〇にある農地です。昭和55年の時に、譲渡人の〇〇さんのご主人から、譲受人の〇〇さんのお父様が農地として購入されて、農地という認識がないまま、北側の土地が宅地でしたので家を建て農地を庭として使っていたということです。今回譲渡人の〇〇さんの旦那さんの相続の手続きを進める中で行政書士から手続きがされていないというご指摘があり今回顛末書を付けての申請となりました。反省していますとのことでした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 5番案件について説明します。よろしくお願ひします。この申請地は、〇〇にある農地になります。資料は14ページ、15ページを参照してください。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんになります。資料の15ページを参照していただくと、譲受人の〇〇さんの住宅が、申請地より南東〇〇にあります。現在自宅の駐車場部分に物置を作るという計画がありまして、駐車場がなくなってしまうという事で、自宅近くの申請地を譲り受け、3台分の駐車場敷地とし自家用車3台を青空駐車として活用をしていきたいということです。現在この農地は休耕中となっています。第3種農地ということもあり特段問題はないと考えられますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 それでは説明いたします。資料は16ページ、17ページをご覧ください。住宅敷地の申請です。この土地は以前集合住宅を建設する予定で、転用許可を受けていましたが、工事業者と折り合いがつかず何もしないままでした。〇〇さんの息子さんが住宅を建てたいということで、今回の申請となりました。

た。場所は、〇〇の土地です。転用許可を受けていた土地を含めて一部分筆して、住宅を建てたいそうです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 確認させてください。〇〇があります。その隣接する農地ということで、埋蔵文化財の発掘調査が必要ではないかと思いますが、対応はどうなっているかお聞かせください。

事務局 小野澤委員の質問にお答えします。住宅を建設するということで、文化財係に照会している状況です。また、農地転用に当たっての事前協議の中でも、文化財係に協議するようにという意見書が付されています。埋蔵文化財が発掘された場合には、すぐに中断して、文化財係に連絡するようにということで、注意書をいただいています。よろしくお願いします。

議長（会長） 埋蔵文化財係の担当者と調整をしているということです。小野澤委員よろしいでしょうか、他にございませんか。特にないようですので採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 よろしくお願いします。資料は18ページ、19ページ、20ページをご覧ください。場所は、〇〇の農地です。譲渡人は、〇〇に住んでいます〇〇さん、譲受人は〇〇です。この土地は〇〇さんのブドウの畑で、お孫さんの〇〇さんが、相続でこの土地を取得したということです。〇〇さんは、〇〇の方に貸していましたが、耕作ができないということで返されてしまいました。現地確認をしたところ、ブドウの棚はかなり老朽化していました。張り変えても継続が困難だということで、手放すことになりました。場所的には農地として残しておきたい場所ですが、状況的にやむを得ないかと思いました。ご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員 ここは非常にいい場所で、今までブドウ栽培をしていたわけですが、この周りは農地で防除に関して気になります。いつもうるさく言いますが消毒等

の対策は出来ているのか心配です。お伺いしたいと思います。

事務局

ただいまの斎藤委員のご質問にお答えいたします。申請事業者の方で周囲の農地の方とお話をさせていただいております。実際北側は造園業者の関係で所有者がいますので耕作というよりは敷地の管理をしている状況です。南側については、耕作放棄地で現在耕作はされていない状況です。また、東側にあるブドウ畑については、斎藤委員のご心配の通り防除に関して、しっかりと対策をするということで事業者の方から、記載がされています。基本的にはその東側に対して対策をしていただくということになります。以上です。

斎藤委員

具体的な対策はこれからということですか。

事務局

具体的なことについては伺っておりません。農家の方が耕作しづらくなるのは困ることです。それから入居する方に迷惑がかからないようしっかりと、対策を具体的に講じなければと思っています。入居者は十分理解した上で契約してほしいと思います。また耕作者の立場もありますので、事業者を通じて内容の趣旨を徹底するようお願いしたいと思います。

議長（会長）

他にございますか。

関泰秀委員

南側が斜面になっていると思いますが、雨水は柵が各区画に四つずつあるのがわかりますが、上下水道の関係はどういう仕組みになっているのか気になりました。

事務局

関泰秀委員の質問にお答えします。資料の20ページをご覧くださいと思います。雨水につきましては、四角のバツ印で、雨水の浸透柵を設けるようになっています。上下水道につきましては、各区画から2本ずつ線が出ていところを通じて、真ん中の道を通りまして、南側の公衆用道路に行き上下水道に接続する形になりますので、基本的には南側の道路に埋設されているところに接続をされるという予定です。

議長（会長）

上下水道の関係につきましては、問題ないということでよろしいでしょうか。他にございますか。特にないようですので採決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして。第4号議案空き家に付属した農地の指定登録申請について説明をお願いします。

事務局

第4号議案、空き家に付属した農地の指定登録申請について説明します。

番号1、〇〇、地目は畑、面積は〇〇平方メートルです。図面は21ページをご覧ください。併せて、配布資料の配置図と現地写真をご覧ください。〇〇にある農地です。申請者は〇〇の方で、空き家の所有者と同一です。申請農地は空き家バンクに登録された空き家の南に隣接しております。周辺状況は、北に空き家、東西は他者の農地と民家、南は急な斜面のため農機等の乗り入れが困難な立地になっており、空き家所有者以外の利活用が見込めない農地になります。また空き家は老朽化が進み修繕が前提になりますが、指定登録を行い、宅地と合わせて売却を計画するものです。本申請内容は、東御市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の適用条件はすべて満たしており、空き家に付属した農地としての下限面積設定をすることは適当と判断しました。なお、指定登録完了後に空き家と指定農地の取得予定者が発生した際には、下限面積要件を1アールとしたうえで、農地法第3条申請を行うことになります。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして青木委員より説明をお願いします。

青木委員

ただいま事務局から説明がありましたとおりですが、場所は〇〇で、所有者は〇〇さんです。面積は〇〇平方メートルです。事務局と確認してきましたが、半分ほどは防草シートで覆われていました。荒廃はしていない状態でした。よろしくお願いします。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第5号議案農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

第5号議案、農用地利用集積計画10月分について説明いたします。資料の6ページが通常の利用権設定です。6件、17筆、合計17,539平方メートルです。資料の7ページが所有権移転です。1件、1筆、合計330平方メートルです。資料の8ページが中間管理機構を使った利用権設定です。3件、4筆、合計3,195平方メートルです。全体の合計は10件、22筆、21,064平方メートルです。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 利用権設定の関係で6ページですが、3番、4番につきまして農地を借りる者として〇〇さんのところですが、住所は〇〇になっていますが、実際に〇〇で農業をやっていますか。それとも、全然農業経験はない方ですか。

事務局 農業はしています。農繁期につきましては〇〇に拠点があり、そこから農地へ通っています。妻の名義で農業をしていましたが、農業主体が〇〇さんになるということで、新たに〇〇さん名義で利用権設定するということです。

議長（会長） ありがとうございます。他にございますか。特にないようですので採決に入ります。農用地利用集積計画10月分について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして報告第1号、農地法第3条の規定による許可の取消しについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第3条の規定による許可の取消しについて、説明します。

番号1、〇〇、資料は22ページをご覧ください。〇〇にある農地です。令和4年8月30日付で農地法第3条の許可をうけた農地になります。除草作業や樹木の伐採・伐根等を行い、農地への回復を目指す農地整備および耕作計画を前提に許可しましたが、農地法第3条の許可後、申請地を登記するにあたり測量したところ、現況として測量困難な状態のため、譲受人より当初の農地整備および耕作計画が実行できない旨の申し立てがあり、双方合意のもと許可の取消し申請が提出され、令和4年10月6日付けで取消承認となりました。

議長（会長） ありがとうございます。続きまして報告第2号、農地法第4条の規定による許可の取消しについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号、農地法第4条による許可の取消しについて報告いたします。番号1、資料は16ページ、17ページをご覧ください。〇〇にある農地です。当初は、申請人が平成21年10月16日付で転用目的が共同住宅として農地法第4条の許可を受けたのですが、施工業者と折り合いがつかず、転用事業は行っていないませんでした。今回申請人より当初の計画が実行できない

旨の申し立てがあり、許可の取消し申請が提出されました。なお、当該農地は分筆され、今回の5条6番案件と残りを農地として活用する予定とのことです。

議長（会長） ありがとうございました。続きまして第5回農業経営改善計画認定審査会について事務局より説明をお願いします。

事務局 お願いします。第5回農業経営改善計画認定審査会について説明します。1ページをご覧ください。今回の申請は〇〇さんです。住所は〇〇で法人の設立が平成24年8月2日です。代表者は〇〇さんです。2ページをお願いします。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型につきましては、稲作と雑穀です。目標につきましても同様となります。続いて農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、現状、令和3年度ですが年間所得〇〇円、目標は現状維持しながら〇〇円です。年間労働時間の現状は4,000時間、目標につきましては3,500時間ということです。従事者につきましては2名で〇〇さんと〇〇さんということです。順調に作付面積を年々増やしていて、所得も増えてきているそうです。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の生産は現状令和3年度につきましては、水稻、ソバ、水稻苗ということで、目標につきましては、少し作付面積を広げて増やしていきたいそうです。他に作業受託を行っています。続いて3ページをお願いします。農用地及び農業生産施設ですが、所有地につきましては、水田〇〇アール、借入地につきましては、東御市に水田を〇〇アール、上田市に〇〇アール、それから東御市の畑〇〇アールということで、合計〇〇アールになります。目標につきましては、〇〇アールになっています。農業生産施設ですが、ビニールハウス育苗用ということで〇〇棟、〇〇平方メートルです。現状も目標も同じになります。〇〇につきましても現状約〇〇坪ほど持っています。目標は同じになります。生産方式の合理化に関する現状と目標、措置ですが、機械の大型化に取り組んだ結果、ある程度大型化が実施され、効率よく作業に取り組んでいるそうです。圃場については、集約がされていないということなので、時間効率が非常に悪いところが問題です。今後JAや行政また地権者や同業者と協議しながら集約が図れるように取り組んでいきたいとのこと。経営管理の合理化に関する現状と目標ですが、現状は会計事務所に経理をお願いしていて、今後も引き続きお願いしていくとともに、経営的な助言をもらいながら、経営管理をしていくそうです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標、措置は、現状休日制度を設けていないので、時間のある限り仕事をしている状況です。今後、農繁期以外は休日制度を設けられるように、調整を図りたいと言っていました。経営の構成につきましては、〇〇さんと〇〇です。雇用者につきましては、臨時雇用者8名で、今後少し増

やしていくそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画ですが、田植機、トラクター、ダンプトラック、粃摺り機、フレコンスケール、乾燥機になります。フレコンスケールだけ新規であとは更新ということです。以上です。

事務局 ありがとうございました。小林委員より説明をお願いします。

小林委員 よろしくをお願いします。荒廃農地を耕して利用しています。〇〇を作った当時は、粃殻のほこりが洗濯物に付いたり苦情があったようですが、環境に配慮しながらこれからも頑張っしてほしいと思います。

議長（会長） ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。

ありがとうございました。以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人_____

（※直筆をお願いします）